

松戸市道路照明灯再 LED 化事業
募集要項

令和 7 年 1 1 月
松戸市

目次

用語の定義

1 募集の趣旨 -----	1
2 事業概要 -----	1
3 事業者の行う業務範囲 -----	2
4 事業場所 -----	5
5 契約者 -----	5
6 応募条件 -----	6
7 応募に関する留意事項 -----	8
8 事業者選定の流れ -----	9
9 事業全体スケジュール(予定) -----	10
10 配付資料 -----	14
11 提案書における提示条件 -----	15
12 提案書の提出書類・作成要領 -----	16
13 審査及び審査結果の通知 -----	19
14 事業実施に関する事項 -----	21
15 契約に関する事項 -----	25
16 LED 道路照明灯の灯具等の仕様 -----	25
17 工事に関する仕様 -----	27
18 施工計画 -----	27
19 既設の照明灯数 -----	27
20 適用仕様書等 -----	28

用語の定義

本募集要項で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「応募者」とは、本事業の実施にあたり、本募集要項に則り応募を行った者をいう。
- (2) 「事業者」とは、松戸市(以下、本市という)と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
- (3) 「ESCO(Energy Service Company)事業」とは、省エネルギー改修に係る経費を光熱水費の削減分で賄う事業である。

事業者は、省エネルギー診断・設計・施工・維持修繕などに係る全ての業務を行う。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態(パフォーマンス契約)をとることにより、顧客の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。
- (4) 「ギャランティード・セイビングス契約」とは、本市が初期投資を含め、必要な資金調達を行う契約方式のことをいう。
- (5) 「ESCO サービス」とは、事業者が自ら行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等を導入し、設備の維持修繕、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスのことをいう。
- (6) 「ESCO サービス期間」とは、上記(5)の「ESCO サービス」を行う期間のことをいう。
- (7) 「ESCO 設備」とは、ESCO サービスに必要となる事業者が自ら行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備、あるいは維持修繕を実施する設備のことをいう。
- (8) 「事業計画書」とは、ESCO サービスに必要とする本市の施設の改修工事の仕様及び設計図書・施工図・施工スケジュール・許認可・省エネルギー効果・建設費・維持修繕費・光熱費の予定削減額・光熱費の保証削減額・ESCO サービス料の支払額の計算方法・ベースライン、及びその計算方法・ベースラインの調整方法・計測・検証方法・資金調達計画等、ESCO サービスに関する全ての計画を示す書類をいう。
- (9) 「ベースライン」とは、ESCO サービスによる削減対象とする光熱費及び既存機器の維持修繕費等相当額をいう。
- (10) 「削減予定額」とは、提案時に予定する電気料金等の削減額をいう。
- (11) 「削減保証額」とは、上記削減予定額のうち、事業者が削減を保証する額をいう。
- (12) 「維持修繕計画」とは、ESCO 設備の稼働確認・定期点検・修繕・緊急時対応等の計画を示したものをいう。

1 募集の趣旨

本市では、平成 25 年度より道路照明灯の LED 化を進め、現在本市が管理している道路照明灯は全て LED 化されている。

しかしながら、設置されている LED 道路照明灯の大半は設置から 10 年以上経過し、耐用年数を迎えつつあり、最新の LED 道路照明灯に置き換えることで更なる消費電力等の削減が見込めることから、松戸市道路照明灯再 LED 化事業（以下「本事業」という。）を実施していくものである。なお、本事業においては、設備導入及び維持管理業務等において、民間のノウハウ、技術的能力を活用しつつ、地域経済の発展を図れる「ESCO 事業」を導入することとしており、この趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるために提案の募集を公募型プロポーザルにより行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者は、本市と事業契約の締結に向け協議を行ったうえで事業契約を締結し、事業を実施するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

松戸市道路照明灯再 LED 化事業

(2) 契約方式及び契約期間

契約方式 ESCO 契約(ギャランティード・セイビングス契約)

契約期間 本契約締結の翌日から令和 19 年 3 月 31 日まで

道路照明灯再 LED 化工事期間 9 カ月程度

(本契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

ESCO サービス期間 10 年間(令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで)

なお、本事業について本市と事業者は各々の対等な立場における合意に基づいて仮契約を締結し、議会の議決を得たとき本契約を締結するものとする。

(3) 事業対象

本事業の対象施設は、本市が管理する LED 道路照明灯約 4,500 灯とする。

(4) 事業費限度額

ア 総事業費

671,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

イ 初期費用額（建設工事等）

581,900,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

ウ ESCO サービス料（ESCO サービス期間 10 年の総額）

89,100,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

ただし、事業費の上限額は、ESCO 事業の想定ベースラインに基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。初期費用額の前金払については、松戸市財務規則第 80 条の規定によるものとする。

(5) 事業内容

事業者は、本市が管理する道路照明灯の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に ESCO 事業による道路照明灯再 LED 化工事、維持修繕及び省エネルギー効果計測・検証等について、本市と合意した内容で事業を実施するものとする。

事業者は、ESCO 設備の善良なる管理者としての注意義務をもって、以下の各種サービスを提供するものとする。

- ア 現地調査
- イ 電力契約の照合及び申込み
- ウ ESCO 設備管理システムの構築・データ更新
- エ ESCO 設備の設置に関する施工計画の策定、施工及び施工管理
- オ 既設道路照明灯の撤去・リサイクル・廃棄処分
- カ 道路照明灯管理プレートの設置
- キ ESCO 設備の維持修繕
- ク 省エネルギー効果の計測・検証・保証
- ケ その他

3 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 現地調査

次に掲げる内容について、現地調査を行う。

- ア 本市が貸与する既設道路照明灯の台帳等の情報を基に所在地・支柱形式・管理番号など、施工及び維持修繕上必要となる各種情報の調査を行う。
- イ 既設設備の灯具や使用しているランプ等の種類・引込方法(単独・分電盤)など、具体的な設備の調査を行う。

(2) 電力契約の照合及び申込み

- ア 現在、契約している東京電力㈱(以下「電力会社」という。)と緊密に連携し、既設設備に関する電力契約の調査照合を行う。
- イ 既設設備に関する電力契約の調査及び現地調査結果の突合を行う。
- ウ 電力契約と既設設備との数量相違を把握し、整合を図る。(道路照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて道路照明灯がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。)
- エ 道路照明灯再 LED 化に伴う契約変更の申込み、及び現地調査で把握した契約相違に関わる申込みを行う。
- オ 上記アからエについては、結果を書面にて報告すること。

(3) ESCO設備管理システムの構築、データ更新

ア 世界測地系データに基づくデジタルマップに前記(1)及び(2)の現地調査や整合の結果を反映させたうえで ESCO 設備の把握・管理及びデータ更新が容易にできる道路照明灯管理システム（以下、「管理システム」という。）を構築し、管理システム上で管理する必須項目は、以下のとおりとする。なお、管理番号は新たに設定するものとし、その他の内容は本市と協議のうえで決定するものとする。

- (ア) 位置情報(管理番号・設置場所・引込柱番号(東京電力電柱及び NTT 柱))
- (イ) 設備概要(灯具仕様・照明柱形状・施工者名・設置年月・ESCO 設備写真等)
- (ウ) 電力契約情報(店所番号・契約名義・お客さま番号・請求番号・請求種別・契約容量・契約灯数・引込状況等)
- (エ) 維持修繕及び移設等記録(作業年月・修繕内容及び移設情報・施工者名等)
- (オ) その他(見取図等)

イ 契約期間中に本市が実施する照明柱の更新及び ESCO 設備の更新・新設・撤去等に関するデータについて、適宜管理システムに反映するものとする。

ウ イにより更新された最新の ESCO 設備の関連データは、本市が提示する形式により報告すること。報告の形式や頻度については本市と協議すること。

(4) ESCO 設備の設置に関する施工計画の策定・施工及び施工管理

関係行政機関の指導及び関係諸法令等を遵守し、以下について実施すること。

- ア 再 LED 化のメリットを最も享受できる施工計画の策定・施工及び施工管理の実施
- イ 近隣住民や交通に配慮した施工計画の策定・施工及び施工管理の実施
- ウ 作業者の安全に十分配慮した施工計画の策定・施工及び施工管理の実施

(5) 既設道路照明灯の撤去・リサイクル・廃棄処分

関係行政機関の指導及び関係諸法令等を遵守し、以下について実施すること。

- ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。
- イ 撤去した設備(灯具(グローブ・ガラス・ランプ)・安定器・その他部品等)について、廃棄する場合は、処分したうえで報告すること。

(6) 道路照明灯管理プレートの設置

ア 既設道路照明灯の管理番号を新たに設定し、管理プレートを設置する。

管理番号は道路照明灯 1 基に対して 1 つ割り当てる。なお、トンネル内等の連続照明については、管理番号の標記について、本市と協議するものとする。

イ 契約期間中に、本市が新設した道路照明灯及び管理者以外のものが設置し、本市に移管される道路照明灯についても、管理プレートを設置する。

(7) ESCO 設備の維持修繕

ア 事業者は、故障等の通報を受け付けるため、専用電話回線を備えたコールセンター等を設置すること。

イ 事業者は、通報に基づき、ESCO 設備を調査し、必要な修繕あるいは応急処置を行う。なお、修繕は依頼を受けた日から起算して、原則として 5 営業日以内に実施するものとし、部品調達等の事由で修繕できないときは、本市と協議すること。

ウ 事業者は、本市からの ESCO 設備に関する新設・撤去・移設等の連絡に基づき、管理システムのデータベースを更新する。また、アの維持修繕結果についても同様とする。

エ 事業者は、契約期間内に本市が新設や更新した道路照明灯や管理者以外のものが設置し、本市に移管される道路照明灯についても管理システムに反映し、契約終了まで維持修繕を行う。なお、維持修繕の追加となる道路照明灯は、200 灯程度(年間概ね 20 灯)を予定している。

オ 緊急的な初動対応が必要な場合(ESCO 設備が原因で道を塞いでいるときなど)は、直ちに応急処置を実施するとともに本市へ報告すること。なお、ESCO 設備以外の設備が原因によることが判明したときも同様とする。

カ 事業者は、維持修繕状況の報告等の時期については本市と協議すること。

本市は、維持修繕が計画通りでない、又は維持修繕が不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずることができる。

キ 事業者は、ESCO 設備について、自己の負担で保険に加入すること。

ただし、加入する種類及び内容は、本市と協議のうえで定めるものとする。

ク 前記のアからキについて、その際に生ずる費用は、その損害の原因により、次のとおりそれぞれ負担することとする。

(ア) 事業者が費用負担する場合

- a ESCO 設備の製品としての不具合又は瑕疵による故障及び機能不全
- b 火災・落雷・破損・盗難・雪害・風害・台風等による洪水・水害・土砂崩れ・車両の接触・衝突・いたずら・破壊行為・電氣的・機械的事故など、外的かつ急激な事故によって生じた損害

(イ) 本市が費用負担する場合

- a 清掃・近接樹木の伐採・除雪など、本市の依頼による作業者の責による損害
- b 地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害
- c 戦争・暴動・変乱による損害
- d その他上記 a 以外で、事業者の責に因らない損害

(8) 省エネルギー効果の計測、検証、保証

ア 事業者は、提案により示した電気料金削減額、及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を本市に提示するものとする。

イ 検証結果は、翌年度の7月を目途に取りまとめ、本市に報告すること。

ウ 契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額を達成できなかった場合には、事業者が補償することとし、次年度の請求額より減額するものとする。なお、最終年度の補償方法については、本市と協議すること。

(9) その他

本業務における ESCO 設備の管理対象は、一次配線との責任分界点から灯具まで（ポール・分電盤を除く）とする。

詳細については、現地調査後に管理対象設備図を作成のうえ、本市と協議するものとする。なお、地中埋設等の連続配線部分については、管理対象としない。

4 事業場所

松戸市内

5 契約者

松戸市

6 応募条件

(1) 応募要件

- ア 応募者は、本事業を行う能力を有する複数企業で構成するグループ(以下「グループ」という)とする。
- イ 事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。
- ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行う。
- オ 提案書提出後に、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの構成員が各役割を分担する。
なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

ア 事業役割

本市への応募、提案・契約等の諸手続き、及び事業期間におけるサービス料の請求並びに事業全体のマネジメントを行い、事業遂行の責を負う。

イ 施工役割

省エネルギー改修の施工に係る業務を実施する。

ウ 維持修繕役割

事業期間における維持修繕を実施する。

エ その他各構成員の役割

上記アからウのほか、必要な役割を担う。

応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出すること。なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が本市に対し、連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者の資格

応募者は、次の要件を満たす者であること。

ア 事業役割を担う者は、4,000 灯以上の道路照明灯に係る ESCO 事業の事業役割で元請※としての実績がある者（契約履行中のものを含む。）

※元請とは、発注者と直接契約を締結した者

イ 施工役割及び維持修繕役割を担う者に必要な資格は、以下のとおりである。

(ア) 建設業法に定める電気工事業の一般建設業、又は特定建設業の許可を受けている者

(イ) 県内に本店、又は入札・契約の権限が委任された支店等を有する者

(ウ) 1 級電気工事施工管理技士、又はこれと同等以上の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本業務に配置できる者

なお、配置を要する期間は、再 LED 化の施工を行う期間とする。

(エ) 過去 10 年間(募集要項配布の前年度までの 10 か年度間に当該年度の募集要項配布の日までを加えた期間(平成 22 年 4 月 1 日~令和 7 年 9 月 1 日))に同種工事(道路照明灯に係る工事(電球交換を含む))を施工した実績のある者

(4) 応募者の制限

応募者及びその構成員は、次に掲げる参加資格要件を満たす者でなければならない。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと

(ア) 電子交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者、又は本事業の開札日(見積り合わせの日)前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りをだした者

(イ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者

(ウ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者

(エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

(オ) 事業協同組合等が参加申込みをする場合において、その組合等の構成員になっている者

(カ) 参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

イ 公募型プロポーザル方式にあたり参加申込みの旨の書類の提出期限から最優秀提案者の特定の日までの間の日において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準(昭和 62 年松戸市訓令甲第 1 号)による指名停止、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成 13 年 2 月 1 日施行)による指名除外及び松戸市入札有資格者実態調査実施要領(平成 27 年 7 月 1 日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 地元業者の活用

応募者は、事業の実施にあたり、施工役割及び維持修繕役割を担う者について、可能な限り市内企業を優先的に活用し、地域経済促進に資するよう配慮すること。

7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。

また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用あるいは、情報を漏らすことはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持修繕方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(4) 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は 1 件とする。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について、後日参考資料の提出を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載があった場合、若しくは重要な事項を記載しなかった場合には、参加表明書または提案書を無効とする。

8 事業者選定の流れ

(1) 応募者の条件

本募集への応募者は、「6 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認、及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対して提案書の提出を要請する。

(3) 最優秀提案、及び優秀提案の選定

本市が設置する、本事業に係る公募型プロポーザル選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、提案内容を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。なお、最優秀提案者、及び優秀提案者が2者以上となったときは、電気料金削減率が高い提案を行った者を選定する。

この場合において、電気料金削減率が同率であるときは、委員会に諮って選定する。

(4) 詳細協議及び事業計画書の作成

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、電気料削減等の詳細判断・事業計画書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は、詳細協議の内容について本市と合意に至ったときは、ESCO 契約を締結し、契約事業者となる。

優先交渉権者との協議が整わない場合には、優秀提案をした者と詳細協議を行うものとする。なお、ESCO 契約までの費用については応募者の負担とする。

(6) 事務局

本事業募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担 当 窓 口：松戸市 建設部 道路維持課 施設班

住 所：〒271-8588

千葉県松戸市根本 387 番地の 5

電 話：047-366-7358

F A X：047-704-0267

メールアドレス：mcdouroiiji@city.matsudo.chiba.jp

9 事業全体スケジュール(予定)

(1) 本事業は、次の日程(予定)で行う。

表 9-1：事業全体スケジュール予定表

No.	項目	日程
1	募集要項の配布（ホームページで公開）	令和 7 年 11 月 4 日
2	募集要項に関する質問受付	令和 7 年 11 月 4 日～令和 7 年 11 月 12 日
3	質問回答	令和 7 年 11 月 20 日
4	参加表明書、及び参加資格確認書類の受付	令和 7 年 11 月 4 日～令和 7 年 11 月 27 日
5	参加資格確認結果の通知	令和 7 年 12 月 15 日
6	提案書の受付	令和 7 年 12 月 16 日～令和 8 年 1 月 23 日
7	プレゼンテーション、選考	令和 8 年 2 月 5 日
8	最優秀及び優秀提案者の選出、結果通知	令和 8 年 2 月中旬
9	詳細協議、事業計画書作成	令和 8 年 2 月中旬～令和 8 年 6 月下旬
10	仮契約	令和 8 年 4 月上旬
11	契約の締結	令和 8 年 6 月下旬
12	道路照明灯再 LED 化工事	令和 8 年 6 月下旬～令和 9 年 3 月 31 日
13	ESCO サービス期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日

※スケジュールは、事業の進捗により、変更する場合がある。

(2) 本募集の手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

イ 募集要項に関する質問受付・質問回答

募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(ア) 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)を使用し、「8 事業者選定の流れ(6)事務局メールアドレス」に送付すること。

受付は電子メールのみとし、電話・郵送・FAX・持参等は不可とする。

質問は質問する資料ごとに1枚提出(送信)する。

電子メール送信の際は、件名を「松戸市道路照明灯再LED化事業に関する質問」と記載すること。なお、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

(イ) 受付期間

令和7年11月4日(火)～令和7年11月12日(水)午後5時00分まで(必着)

(ウ) 質問への回答

質問への回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年11月20日(木)にホームページで公表し、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送(必着)すること。なお、郵送の場合は、事務局宛てに「松戸市道路照明灯再LED化事業参加表明書在中」と朱書きし、書留郵便により、郵送(必着)すること。

ア 受付期間

令和7年11月4日(火)から11月27日(木)までの開庁日(土日・祝日を除く。)

午前8時30分から午後5時00分まで

イ 受付場所

事務局(前記8(6)のとおり)

ウ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを2部(正1部・副1部)提出すること。

(ア) 参加表明書(様式第2号)

事業役割を担う応募者が作成し、提出すること。

(イ) グループ構成表(様式第3号)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割・施工役割・維持修繕役割・その他の役割(分担名を記載すること))を明確にすること。

構成員の間で交わされた合意書(契約書又は覚書等)の写しを添付すること。

(ウ) 履行保証書(様式第4号)

事業役割を担う応募者に経営等の状況が良好である関係会社(親会社等)がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

(エ) 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとすること。

(オ) 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

(カ) 納税証明書

申請の日の属する事業年度の過去2年間における確定申告分の法人税・法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(キ) 財務諸表

申請の日の属する事業年度の過去2年間における貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書(写し)を綴じたものを提出すること。

また、本事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表(写し)も添付すること。

(ク) 会社概要

A4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを 1 部綴じたものとする。

- a 会社概要(様式第 5 号の 1)
- b 企業状況表(様式第 5 号の 2)
- c 有資格技術職員内訳表(様式第 5 号の 3)
- d 各役割の責任者業務実績表(様式第 5 号の 4)
- e その他、本事業について、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

(ケ) 一般建設業または特定建設業の許可証明書

応募者の構成員のうち、建設業法第 3 条第 1 項に規定する「一般建設業」または「特定建設業」の許可を有する者については、許可証明書(写し)を提出すること。

(コ) ESCO 関連事業実績一覧表(様式第 6 号の 1)及び同種工事の施工実績(様式第 6 号の 2)

様式に従い、実績表を提出すること。

契約の内容を証明できる書類(契約書の写し等)を添付すること。

(サ) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各資格の有資格者 1 名分の資格者証(表・裏)の写しを提出すること。

(シ) 監理技術者有資格者証、及び監理技術者講習修了証の写し

前記 9 (3) (ウ)履行保証書(様式第 4 号)、(ケ)一般建設業、又は特定建設業の許可証明書の写しを提出した者については、配置可能な監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(表・裏)の写しを提出すること。

(ス) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式第 7 号の 1)、役員等氏名一覧表(様式第 7 号の 2)

様式に従い、誓約書及び同意書、氏名一覧表を提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

- ア 参加資格の結果は、令和 7 年 12 月 15 日(月)に本市から参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果を通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、併せて資料(10 配付資料)を添付のうえ通知する。
- イ 提案書の提出者として選定されなかった者は、アの通知の翌日から起算して 7 日(閉庁日含まない。)以内に書面(書式は自由)を持参し、又は書留郵送により提出し、非選定理由について説明を求めることができる。
- ウ イの回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 10 日(閉庁日含まない。)以内に書面により行う。ただし、他者の選定結果等については、回答しない。

(5) 提案書の提出

参加資格確認結果の通知により資格が確認された者は、募集要項に基づいて提案書を作成し、持参すること。

ア 提出書類

提出書類一式を 10 部(正本 1 部・副本 9 部)提出すること。

イ 受付期間

令和 7 年 12 月 16 日(火)から令和 8 年 1 月 23 日(金)までの開庁日(土日、12 月 27 日から 1 月 3 日を除く。)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで(事前に連絡をすること。)

ウ 受付場所

事務局(前記 8 (6)のとおり)

(6) 参加を辞退する場合

参加資格確認結果の通知により資格が確認された者が辞退する場合には、提案書の受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式第 8 号)1 部を事務局に持参又は書留郵送(必着)で提出すること。

10 配付資料

(1) 配付資料の内容

応募者に配付する資料は、既設道路照明灯電気料金の年度額(令和 6 年度)とする。

(2) 配付要領

10 (1)の資料は、次の要領で配付する。

ア 配付方法

参加資格確認結果の通知時に配付する。

イ 配付期間

令和 7 年 12 月 15 日(月)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

11 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) ギャランティード・セイビングス契約を実施すること。
- (2) 事業費が事業費限度額未満であること。
- (3) 契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額を達成できなかった場合、その分を補償すること。
- (4) 本市の事業スケジュールに基づき、調査及び工事等を遂行すること。
- (5) 道路照明灯維持修繕計画書を提出し、本市の承諾した維持修繕計画に基づいて維持修繕を行うこと。
- (6) ESCO サービス期間中に本市が新設した道路照明灯や管理者以外のものが設置し、本市に移管される道路照明灯についてもデータベースに反映し、契約終了まで維持修繕を行うこと。
- (7) 「9 事業全体スケジュール(予定)」で示した ESCO サービス期間の開始までに事業者の責により道路照明灯再 LED 化工事、及び電力契約の変更が完了しない場合、電力契約の変更が完了するまで提案した削減予定額と実際の電気料金の差額を事業者が負担すること。
- (8) その他、本要項に定めがない事項について、本提案の募集等の実施に当たって、必要な事項が生じた場合には、応募者にメールにて通知する。なお、通知を確認したときは、受領確認メールを送信すること。

12 提案書の提出書類・作成要領

(1) 提案書の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 10 部（正本 1 部・副本 9 部）提出すること。

- ア 提案書提出届(様式第 9 号)
- イ 提案総括表(様式第 10 号の 1~第 10 号の 3)
- ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書(様式第 11 号)
- エ 道路照明灯管理システムに関する提案書(様式第 12 号)
- オ 使用機器提案書(様式第 13 号)
- カ 事業資金計画書(様式第 14 号の 1~第 14 号の 2)
- キ 維持修繕等提案書(様式第 15 号の 1~第 15 号の 2)
- ク 工事の対応(様式第 16 号)
- ケ 計測・検証計画書(様式第 17 号)
- コ 市内工事業者等の活用に関する提案書(様式第 18 号の 1~第 18 号の 2)
- サ 契約終了時、契約終了後の対応(様式第 19 号)
- シ その他の提案(様式第 20 号の 1~第 20 号の 2)

(2) 作成要領

ア 一般事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントは MS 明朝体 11 ポイントで統一すること。（図表等に含まれる文字を除く。）

(イ) 各提出書類(様式第 18 号の 2 を除く)には、会社名・住所・氏名・ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。

(ウ) 提案書提出届(様式第 9 号)により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類を A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

(エ) CO₂排出に関する換算値

CO₂の排出に関する計算においては、次の換算値で行うこと。

CO ₂ 排出係数
0.423 (kg-CO ₂ /kWh)

(オ) 電気料金については、照明灯が年間 4,000 時間点灯することとし、東京電力株式会社が公表している令和 7 年 11 月の公衆街路灯 A・燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金を基に算出すること。

イ 提案総括表(様式第 10 号の 1~第 10 号の 3)

(ア) 提案の概要(様式第 10 号の 1)

提案全体の概要を記載し、創意工夫している点について記載すること。(A4 版 3 枚程度(図表可))

(イ) 改修提案項目一覧表(様式第 10 号の 2)

省エネルギー改修の項目ごとに電気料金削減額・エネルギー削減量・年間削減額・工事他投資額・単純回収率について記載すること。

(ウ) 契約内容提案書(様式第 10 号の 3)

削減予定額・削減保証額・ESCO サービス料等について記載すること。

ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書(様式第 11 号)

既設道路照明灯の設置位置や灯具等の調査方法・電力契約の調査・照合方法・ICT 技術の活用等について記載すること。(A4 版 3 枚程度(図表可))

エ 道路照明灯管理システムに関する提案書(様式第 12 号)

構築するデータベースの内容・データの管理方法・データ更新の頻度・その他活用方策について記載すること。(A4 版 3 枚程度(図表可))

オ 使用機器提案書(様式第 13 号)

使用する機器について、機器の図・当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容・その他、灯具の仕様に基づいた内容・数値的根拠について記載すること。また、既設の自動点滅器・ケーブル等に関する対応方針及び設置箇所に応じた LED 照明灯の選定方法についても記載すること。(A4 版 5 枚程度)なお、灯具仕様書は別添扱い可とする。

カ 事業資金計画書(様式第 14 号の 1~第 14 号の 2)

(ア) 事業収支計画書(様式第 14 号の 1)

契約期間における本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。(A3 版横書き)

(イ) 工事予算等経費計画書(様式第 14 号の 2)

初期投資に係る費用を記入のうえ、内訳を添付すること。

キ 維持修繕等提案書(様式第 15 号の 1~第 15 号の 2)

(ア) 維持修繕計画書(様式第 15 号の 1)

ESCO 設備の維持修繕業務に関する計画内容について記載すること。

また、既存 LED 道路照明灯の維持修繕等についての提案・コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点や加入する賠償保険の内容・コールセンターの内容、不具合があった場合の解消までの日数等について記載し(A4 版 5 枚程度(図表可))、ESCO 設備の修繕に関する月次実績報告書式の案を添付すること。

- (イ) 緊急時対応提案書(様式第 15 号の 2)
 - 事故・災害発生時等を含む緊急時の体制等について記載すること。(A4 版 3 枚程度(図表可))
- ク 工事の対応(様式第 16 号)
 - 工事施工にあたり、工事完了年月日を示したうえで、それを可能とする施工体制を具体的に記載すること。
 - 安全管理・工程管理などについて、工程表を添付するとともに特に重要と判断する事項に関する内容を記載すること。(A4 版 5 枚程度(図表可))
- ケ 計測・検証計画書(様式第 17 号)
 - (ア) エネルギー削減効果等の計測・検証方法、頻度
 - エネルギー削減量及び二酸化炭素削減量の適切な計測・検証方法・頻度を示すこと。
 - (イ) 計測・検証費見積額
 - 毎年要する経費とその算定根拠を示すこと。
 - なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。
 - (ウ) その他
 - 計測・検証業務を行ううえで、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。(A4 版 3 枚程度)
- コ 市内工事業者等の活用に関する提案書(様式第 18 号の 1~第 18 号の 2)
 - (ア) 省エネルギー改修に係る施工費のうち、市内企業への発注予定額を記載すること。(A4 版 3 枚程度(図表可))
 - (イ) 松戸市との「災害協定」の締結の有無を記載すること。
- サ 契約終了時、契約終了後の対応(様式第 19 号)
 - 契約終了時の ESCO 設備の品質確保・契約終了後の対応、及び ESCO 設備の取扱いについて記載すること。(A4 版 2 枚程度(図表可))
- シ その他の提案(様式第 20 号の 1~第 20 号の 2)
 - (ア) 松戸駅周辺における災害時の明るさを確保する提案について記載する。
 - (イ) 道路照明灯に関する独自の工夫やノウハウについて記載する。

13 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

本市が設置した選考委員会が、事業計画・環境への配慮・経済性・使用材料等・調査・施工・維持修繕・地域貢献・その他などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案１者及び優秀提案１者を選定する。

なお、審査においては、次の事項を評価する。

表 13-1：評価項目一覧

区分	No.	内容	配点
事業計画	1	本事業の内容を理解し、計画通り遂行できる能力を有すると認められるか	16
	2	事業役割を担う者について、道路照明灯の ESCO 事業の実績があるか	16
	3	施工役割を担う者について、過去 10 年間に道路照明灯の工事（電球交換を含む）の実績があるか	8
環境への配慮	4	エネルギー削減量(kWh/年)が大きい	20
	5	電気料金削減率が大きい	20
	6	省エネルギー効果の計測・検証方法が妥当であるか	8
経済性	7	市の保証利益総額が大きい	12
使用材料等	8	消費電力、耐久性など使用する LED 照明灯の性能が優れており、信頼性の高い製品であるか	12
	9	照明灯管理システムについて、確実なデータ管理が行える提案となっているか	8
調査、施工	10	現地調査の方法について、具体的な工夫や提案があるか。また、電力契約の調査、照合、及び契約変更の確実性があるか	8
	11	市内全域における大量の工事を期間内で確実にできる施工計画となっているか	12
	12	工事期間中の安全対策、及び近隣住民や交通への配慮が十分なされた施工計画となっているか	16
維持修繕	13	維持修繕の方法(不具合時の連絡体制、対応方法等)について具体的な提案があり、市内全域で確実な維持修繕体制が確保された計画となっているか	12
	14	契約終了時や終了後の対応について、具体的な提案があるか	4
地域貢献	15	省エネルギー改修の施工について、下請けも含めて市内企業を積極的に活用する計画となっているか	20
	16	施工役割、及び維持修繕役割を担う業者が、松戸市との「災害協定」を締結しているか	8
その他	17	松戸駅周辺における災害時の明るさを確保する提案があるか	12
	18	道路照明灯の独自の工夫やノウハウの提案があるか	16
合計点数			228

(2) 審査の流れ

提案書の審査については、次の要領で行う。

- ア 応募者からの提案書及びプレゼンテーションを基に提案内容を審査する。
- イ 審査の結果、選考委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者（本事業契約に向けての優先交渉権者）とし、次点を優秀提案者（次点交渉権者）とする。

また、合計評価点が同点の場合は、提示された電気料金削減率が大きい応募者を優先交渉権者とする。なお、合計評価点が最高得点 228 点の 60%(136 点)に満たない場合は、評価の対象としない。

- ウ プレゼンテーション資料は、提案書提出時に添付していない資料を新たに配付することを禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをスクリーンに映すことは可能とする。なお、プレゼンテーションにおいて応募者が提示した内容は、契約に反映するものとする。

プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

それ以外に必要なもの(パソコン等)については、応募者が用意すること。HDMI ケーブルが接続可能なパソコンであれば提案内容をスクリーンに映すことは可能である。

- エ プレゼンテーションは令和 8 年 2 月上旬を予定している。

日時や場所等の詳細については、応募者へ別途メールにて通知する。なお、通知を確認したときは、受領確認メールを送信すること。

- オ 応募者は、提案書類を基に 20 分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を 15 分程度行う。

- カ プレゼンテーションの出席者は 5 名以内とし、出席者は構成員から選任すること。なお、会場の都合等により増減する場合は別途通知する。

- キ 応募者多数の際は、提案書の提出を要請した全ての応募者からの提案書を審査し、その中から上位 4 位以内を選定する場合がある。

なお、選定は、前項の「表 13-1:評価項目一覧」のうち、No.2・3・4・5・7・15・16 の採点結果によることとする。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査の結果は、令和 8 年 2 月中旬に全ての応募者に文書で通知する。

なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

- ウ 審査結果は、本市のホームページに公表する。

公表する項目は、評価項目・点数配分・最優秀提案者名・全参加業者（最優秀提案者以外の参加者名は公表しない）の採点結果（各区分の点数、及び合計点数）とする。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案書の受付期間内に提案書が提出されなかった場合
- イ 提案書に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合
- オ 提案書の総事業費が事業費限度額を超えている場合
- カ 電気料金削減率が 35%以上達成される提案でない場合

14 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、募集要項及び契約書に基づき、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で協議することとする。

(2) 契約期間中の事業実施状況の確認

事業者は事業者の責により本事業を遂行し、本市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

提案書記載の内容が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な事由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は原則として、次頁の「表 14-1～表 14-2：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によるものとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。

なお、契約後、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の実施が困難となった場合における措置

契約が締結される前に事業実施が困難になった場合には、次の措置を講ずるものとする。

なお、契約後に事業の実施が困難となった場合の措置については、本事業に関わる契約書において定めるものとする。

(ア) 詳細協議において、提案書と事業計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、優先交渉権者は本市に対して、それまでに要した費用を請求できないものとする。

(イ) 本市の指示により事業が中止された場合、事業者は、それまでに要した金額を上限に本市と協議のうえで請求できるものとする。

表 14-1：予想されるリスクと責任分担（1/2）

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
事業全般	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	効果保証の未達	削減補償額を達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事・維持修繕による騒音・振動等		○
	安全性の確保	調査・工事・維持修繕における安全性の確保		○
	環境の保全	調査・工事・維持修繕における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持修繕期間の故障等リスクを補償する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示又は事業放棄、破綻によるもの	○	
		事業者の帰責事由に拠らず業務履行できない場合の事業の中止・延期	○	
		事業者の帰責事由によるもの		○
計画・設計段階	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による道路照明灯への損害、業務への障害		○
	不可抗力	天災などによる計画変更・中止・延期（詳細は契約書による）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ	協議	
	計画変更	市の提示条件、指示によるもの	○	
		事業者の判断によるもの		○
工事段階	応募コスト	事業者の指示判断の不備によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などの不可抗力による設備の損傷	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	計画変更	市の提示条件、指示によるもの	○	
		事業者の判断によるもの		○
	工事遅延・未完成	市の責による工事遅延・未完成によるサービス開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完成によるサービス開始の遅延		○

表 14-2：予想されるリスクと責任分担（2/2）

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
工事段階	工事費増大	市の指示による工事費の増大	○	
		事業者の判断によるもの		○
	一般的損害	工事目的物などに関して生じた損害		○
		工事に起因し生じた損害		○
支払	支払遅延・不能	市の責による支払いの遅延・不能によるもの	○	
		省エネルギー保証行為の不履行		○
維持管理関連	計画変更	市の責による事業計画の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	ESCO 設備の損傷	市の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
	ESCO 設備以外の損傷	事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による損傷	協議	
	契約不適合責任	ESCO 設備に関する隠れた契約不適合責任		○
効果検証	ESCO 設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測検証	計測・検証報告への疑義		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		天候が大きく変動し、機器仕様の動作温度を超え ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合	○	
		上記以外の変動要因の場合	協議	

15 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市は、「8 事業者選定の流れ(5)事業者の選定」で選定した者と契約締結のための手続きを行う。

(2) 契約の時期

令和 8 年 6 月下旬(予定)

(3) 契約の概要

本事業の契約は、本募集要項・提案書及び事業計画書に基づき、本市と事業者の間で詳細協議が成立したことをもって契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持修繕に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について、明記するものとする。

(4) 契約保証金

事業者は、契約を締結したときは、直ちに契約保証金を納付しなければならない。

地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項に規定する規則で定める契約保証の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

神戸市財務規則第 143 条第 3 項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

16 LED 道路照明灯の灯具等の仕様

(1) 一般事項

ア LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成 27 年 3 月国土交通省)(以下「ガイドライン」という。)に適合する製品を使用すること。

また、ガイドラインに適合していることを証する書類を提出すること。

なお、相関色温度については、5000K を基本とすること。

イ 灯具の製造メーカーは IS09001、及び IS014001 を取得していること。

ウ 道路照明灯再 LED 化工事後も既存の道路照明灯と同等以上の照度を確保すること。ただし、現場の状況(道路幅・車線数等)によって、新規に提案することを妨げない。

エ 既存灯具に遮光機能(遮光板・ルーバー等)が備わっている場合には、同等の機能を有すること。

ただし、現場状況により不要と判断できる場合、詳細については本市と協議のうえで決定すること。

オ トンネル照明については、照度分布を確認し、再配置を検討すること。

カ 事業者は、駅周辺（松戸駅・新松戸駅を想定）に設置する道路照明灯については、鳩よけ対策を講じる。

キ 上記に記載のない事項については、本市と協議すること。

(2) LED 灯具性能・構造

ア 電柱や独立柱などに設置されている道路照明灯と置き換えて設置できること。なお、外壁等に設置されている場合も同様とする。

イ 定格寿命は、60,000 時間以上(光束維持率 80%)とすること。

ウ 入力電圧は、100V/200V に対応できること。

エ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

オ LED 灯具は汎用品を基本とし、故障した際は迅速に修理あるいは交換ができるものが望ましい。詳細は、本市と協議し、決定すること。

カ 光害対策の対応ができるもの。

キ 上記に記載のない事項については、本市と協議すること。

(3) デザイン灯等の性能

専用に設計されたデザイン灯等においては、前項の機器による代替が可能か検討し、本市と協議し、類似品に変更を行うものとする。

ただし、類似品への変更ができない場合は、既設灯具を利用し LED 電球を交換するものとする。

LED 電球の性能等については、定格寿命 40,000 時間以上(光束維持率 70%)とする。

(4) トンネル灯等の性能

ア 原則としてアルミ製器具とすること。

イ 基本照明は、定格寿命 90,000 時間以上(光束維持率 80%)であること。

ウ 既設ケーブルラック及び既設電線は原則再利用可能とするが、調査段階で不良が見つかった際は協議のうえで更新を検討すること。

エ 調光等の省エネルギー提案は妨げない。

オ 上記に記載のない事項については、本市と協議すること。

(5) 道路照明灯管理プレート

ア プレートの材質は、耐候性能があり、錆の発生のないものとする。

イ プレートの刻字は、劣化がほとんどなく、文字の視認が容易であること。

ウ プレートの設置位置は、樹木等の周辺状況を勘案し、歩行者から見やすい位置に設置すること。

エ 上記に記載のない事項については、本市と協議すること。

17 工事に関する仕様

- (1) 契約締結後、施工計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。
- (2) 取り外した灯具等の取扱い(廃棄物処理・分別・再利用)については、関係法令等を遵守するとともに、本市が取扱方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (3) 工事に係る瑕疵については、事業者の責任とすること。
- (4) 現地調査及び工事施工については、安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すこと。
- (5) 必要に応じて関係機関との協議や調整を図り、許可条件等を遵守すること。

18 施工計画

施工計画は、次の事項の基準で実施すること。

なお、具体的な施工計画については、工事着手前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

- ア 既設の道路照明灯で不点灯等の故障が発生した箇所
- イ 駅周辺や幹線道路などの交通量が多い箇所
- ウ その他、本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

本市の指定する仕様及び施工計画を遵守すること。

19 既設の照明灯数

器具名称	数量 (灯)	消費電力 (W)	照明の種類
照明灯 A	11	20	ずい道等
照明灯 B	66	40	ずい道等
照明灯 C	502	60	ずい道等
照明灯 D	3,536	93	道路照明
照明灯 E	354	100	道路照明
合計	4,469	-	-

※上記は令和7年3月末推定値であり、現地調査の結果により増減する可能性がある。

上記のW数は、電力契約の契約種別ではなく、ランプの種別を示す。

20 適用仕様書等

本業務に適用する仕様書等は、以下のとおりである。

- (1) 千葉県県土整備部土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)
- (2) 千葉県県土整備部測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書(令和 6 年度版)
- (3) 電気通信設備工事共通仕様書(令和 7 年版) (国土交通省)
- (4) 電気通信施設設計業務共通仕様書(令和 7 年 3 月) (国土交通省)
- (5) LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案) (平成 27 年 3 月) (国土交通省)
- (6) 道路照明施設設置基準・同解説(平成 19 年 10 月) (社団法人日本道路協会)
- (7) その他、関係法令等